

答申第46号  
令和3年9月29日

高崎市指導監査課 様

高崎市情報公開審査会  
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年3月23日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第51号

平成29年9月19日付け（第168-49号）「行政文書非公開決定」に係る  
審査請求

## 別紙

諮問番号：諮問第51号

答申番号：答申第46号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

高崎市指導監査課は、審査請求の対象となった不存在決定を取り消し、非公開情報を除き改めて公開の決定を行うべきである。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市指導監査課（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年8月31日付けで「第138—2号「平成28年3月10日付第311—7号の通知は、苦情申立に基づき長寿社会課が行った調査の結果を、長寿社会課が文書による指摘として発出したものである。ホームページに掲載されている情報は、指導監査課が行った定期の実地指導における指導結果を掲載しているものであり、長寿社会課や介護保険課が行った指導結果までを掲載しているものではない。」つきましては、この件に関する次の情報。①指導監査課の●●は、平成27年12月1日に●●を訪問していますが、苦情等に係る実地調査を行ったのか、あるいは、定期の実地指導を行ったのかが分かる情報。」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月19日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

公開請求に係る情報が記載されている文書が存在しないため、不存在。

#### 3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成29年11月6日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

### 第3 当事者の主張

#### 1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書において、おおむね次のように主張している。

指導監査課が平成27年12月1日に●●の苦情等に係る実地調査を行った確認結果（苦情申立についての確認結果）を公開すべきである。

#### 2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに令和2年3月5日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

請求人は、本件行政文書が存在していることの理由として「苦情申立についての確認結果」を挙げている。

しかしながら、当該「苦情申立についての確認結果」は、「受付」として指導監査課の●●の名前が記載されているにすぎず、指導監査課の●●が平成27年12月1日及び21日の両日に当該苦情に係る調査を行ったことを裏付ける資料ではない。

ただし、請求人が請求した本件行政文書が当該「苦情申立についての確認結果」である場合は、当該行政文書を公開決定することは可能である。

### 第4 審査会の判断

請求人と実施機関のやり取りで、本件行政文書を「苦情申立についての確認結果」と特定する。また、実施機関の主張においても「苦情申立についての確認結果」であれば、当該行政文書を公開決定することは可能である。

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年3月23日	諮問
令和2年3月5日	実施機関説明 調査、審議
令和2年8月20日	調査、審議
令和3年3月11日	調査、審議
令和3年8月25日	答申調整
令和3年9月29日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	越澤 恭行
委 員	井上 彩